○総務省令第八十八号

に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を炊のように定める。基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止る法律(平成十七年法律第三十一号)第三条から第六条まで、第九条、第十条及び第十七条の規定に携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関す

令和七年八月二十八日

総務大臣 村上誠一郎

関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に

表を次のように改める。る法律施行規則の一部を改正する省令(令和七年総務省令第三十七号)の一部を次のように改正する。携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関す

띰 送 141 淙

(黒畑)

第一条 この省合において、炊の各号に掲げる用語の賞義は、それぞれ当該各号に定めるところ 第一条 「同上」 による。

五 電子証明書 自然人又はその代表者等(法第三条第二項(法第五条第二項及び法第十条第 二項において準用する場合を含む。)にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十 大条を徐き、以下同じ。)にあっては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作式 した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平式十三年総務省・法務省 ・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)であって氏名、住所 及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に除る地方公共団体情報システム機構の認証 業務に関する法律(平式十四年法律第百五十三号)第三条第一頃に規定する署名用電子証明 書をいい、法人にあっては、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第 一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。

十二 本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等に烤帯音声通信事業者又は貸与業者が提 供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当談自然人又はその代表者等の容貌の画像情報 名こで。

[霊ん]

[22 器]

(本人確認の方法)

- 第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、炊の各号に掲げる相手方の区分に芯じ、そ れぞれ当該各号に定める方法とする。
 - ─ 自然人(法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。) 炊に掲げる 方法のいずれか
 - イ 当該自然人又はその<u>代表者等</u>から第五条第一頃第一号(二及びへを徐く。)又は第三号 - に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの司寅第一号ホに掲げる 書類の提示にあっては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

[口 容]

(黒畑)

[1~日 旧刊]

五 電子証明書 自然人にあっては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作式した 電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経 **済産業省合第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)であって氏名、住所及び** 生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務 に関する法律(平式十四年法律第百五十三号)第三条第一頃に規定する署名用電子証明書を いい、法人にあっては、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一頃 及び第三頃の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。

[代~十] [[七]]

- 十二 本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等(法第三条第二頃(法第五条第二項及び **法第十条第二項において準用する場合を含む。)にいう代表者等をいう。炊号において同じ** <u>。) に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当</u> 該自然人又はその代表者等の容貌の面像情報をいう。
- 十三 特定本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者 が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌及び写 真付き本人確認書願の面像情報であって、当該写真付き本人確認書願に除る面像情報が、当 該写真付き本人確認書願に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認 書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の早みその他の特徴を確認する ことができるものをいう。

[2 [4]

(本人確認の方生)

選川条 [四十]

1 [匝겍]

イ 当該自然人又はその代表者等(法第三条第二項(法第五条第二項及び法第十条第二項に 投いて準用する場合を含む。) にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条 <u>を除き、以下同じ。)</u>から第五条第一項第一号(二及びへを除く。)又は第三号に規定す る書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提 示にあっては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

[ㅁ [[비]]

[三心]

- 信を受ける方法 第一項第三号において同じ。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送第三号、第十一条第一項第一号へ、第十九条第一項第一号へ及び第三号へ並びに第二十条に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。)が組み込まれたものに限る。次条第一項路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項付き本人確認書類(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真
- 郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法、携帯音声通信端末設備等を書留半導体集積回路に記録されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留。) に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該一号二、第十九条第一項第一号二及び第三号二並びに第二十条第一項第四号において同じている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第○で、第五条第一項第一号口回に掲げる書類(氏名、住居及び生年月日の情報が記録され」当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用
- 付する方法の住居に<u>宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方本、当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号二に掲げる書類(一を限り発行又</u>

[三心]

【 [[]

__ [魯]

[[]

- 付する方法の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送ば発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方から第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。又において同じ。)又はその代表者等別 当該自然人(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受けない者及び
- 信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 の送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通図 図 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写し
- 二 生人 欠に掲げる方法のいずれか

- して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用
- 方法 引において同じ。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける 十一条第一項第一号二、第十九条第一項第一号二及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四に規定する半導体集積回路を<u>いう。</u>)が組み込まれたものに限る。<u>文条第一項第四字、第</u>路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項付き本人確認書類(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真」当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用

[整設]

- 留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 ともに、当該書類に記載されている相手方の住居に<u>あてて、携帯音声通信端末設備等を書項第三号に規定するもの(</u>一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとホ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号二若しくはへに掲げる書類又は同
- 信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法の送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通対談自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写し

<u> 化</u> [區刊]

□ [區刊]

[整設]

[海設]

11 [[교긔]

[~ 器]

音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。)に<u>宛てて、</u>携帯とともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類ロ 当談法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受ける

[三心]

- 方法) に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付するで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。)と対面しない登記情報をいう。以下同じ。)の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該法人を代」十六号)第三条第二項に規定する指定法人から登記情報(同法第二条第一項に規定する けるとともに、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百計るととに、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百計算法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受
- により転送不要郵便物等として送付する方法) 該法人の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等方法(当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(以下「公表事項」という。)を確認するけるとともに、当該法人に係る番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている」、当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受

- により転送不要郵便物等として送付する方法相手方の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等第一項第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている対談法(外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。)の代表者等から第五条
- 帯音声通信端未設備等を交付することをもって代えることができる。記載があるときは、これらを含む。)において、携帯音声通信事業者の職員が当談相手方に携手方の住居又は本店若しくは主たる事務所(当談書類又はその写しに文店又は従たる事務所の、当談登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている相視示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当談半導体集積回路に記録されば二にあっては、括弧書に規定する方法に限る。)による携帯音声通信端末設備等の送付は、当前項第一号ロ、二、ホ、リ及び又述びに第二号ロから二まで及びへに掲げる方法(同号へ及

[60~50 容]

(代表者等の本人確認の方法)

[~ 區刊]

- る方法)に対てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付すに支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。〈において同じ。とともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類ロ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受ける
- 「衝投」 てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあ │ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を

[整設]

11 [區刊]

[整設]

備等を交付することをもって代えることができる。、これらを含む。) において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設店若しくは主たる事務所(当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときはの送付は、増示、送付又は送信された書類又はその写しに記載されている相手方の住居又は本2 前項第一号ロ、ホ及びへ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による携帯音声通信端末設備等

[10~10 | 国土]

(代表者等の本人確認の方法)

第四条 法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法 【第四条 「同上】 かする。

[三心]

[[整]

- | 四|| 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、次条第一項第一 **| 号口のに掲げる書類に組み込まれた半導体集實回路に記録された当該情報の送言を受けると** ともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務堤 供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
- 五 代表者等から汝条第一項第一号二に掲げる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く 。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に<u>宛てて</u>、相手方 との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方 涆

[霊ゆ]

せ、代表者等により電子署名が行われた相手方との役務提供契約の締結に関する情報及び当該 電子署名に係る電子証明書を、当該代表者等から受信する方法

[< 器]

- **札** 代表者等(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転 出者に限る。以下この号及び炊号において同じ。) から炊条第一項第一号へに掲げる書類又 は同頃第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受ける とともに、当該書願に記載されている代表者等の生君に宛てて、相手方との役務提供契約の 稀結に茶る文書を書留郵更等により転送不要郵更物等として送けする方法
- 十 代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに 、当該写しに記載されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係 る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
- 2 前項第二号、第四号、第五号、第九号叉は第十号に掲げる方法による相手方との役務提供契 約の締結に深る文書の送付は、
 発示者しくは送けをされた書願者しくはその写しに記載され、 又は当該半草本集慣回路に記録されている代表者等の生舌において、秀帯音声通言事業者の徹 員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

[の 魯]

(本人確認書類)

第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送 付又は送信を受ける書類(以下「本人確認書類」という。)は、炊の各号に掲げる区分に応じ

[1・1] 匝半]

画像情報の送信を受ける方法

回 [匠刊]

[犛穀]

- 五 代表者等から汝条第一項第一号二若しくは〈に掲げる書類又は同項第三号に規定するもの (一を限り発行又は発給されたものを徐く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載さ れている代表者等の住居に<u>あてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等</u> により転送不要郵便物等として送けする方法
- 六 代表者等から汝条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに 当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係 る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

<u>力</u> [區刊]

[犛穀]

[< 區上]

[整設]

[整戰]

2 前項第二号、第五号又は第六号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文 書の送付は、掲示又は送付された書願に記載されている代表者等の生舌において、 秀帯音声通 言事業者の餓員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

[6 厘刊]

(本人確認書類)

第五条 [同七]

業者が毘示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事並びに第二号口に掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びへ

→ 自然人(第三号に規定する外国人を徐く。)

[~~く 器]

じられたものに限る。) 該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講に類するもの(官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)又はこれら二 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書(地方公

[1]・11] 盤]

り当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。する法人に係る本人確認を行う場合にあっては、送付又はその写しの送付)を受けることによ者しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者又は外国に本店若しくは主たる事務所を有号とくは第十号に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者(自然人に限る。)れかの提示又は送付(第三条第一項第一号)若しくは天若しくは第二号へ又は前条第一項第九元がいて有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載がありたがいて有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり住所の記録がないときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類(有効期間又は有効期限の問題に記録された住所が改務提供契約の緒結の際における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された住居等古くな体を電磁の、くは主たる事務所の所在地(以下この項において「住居等」という。)が役務提供契約の結結の等に指するに記載された住居等しくは本人権記書類若しくはその写しに記載された住居者しくは本店者と

[] ~ { と]]

(本人確認記録の記録事項)

第八条 「俗」

れぞれ当該各号に定める日付とする。2 前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、そ2 前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、そ

[]・1] 魯]

は第十号のいずれかに規定する方法(第三条第一項第二号へ及び二にあっては、括弧書に規実で若しくはへのいずれか又は第四条第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号若しく三、第三条第一項第一号ロ、ニからへまで、リ若しくは又のいずれか若しくは第二号ロから二

1 [匝4]

[/~〈 區刊]

公共団体の長の住民基本台帳の氏名、生所その他の事頃を証する書願をいう。)」「印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方」

「长・〈 同土]

[1]・11] 匝山]

しの内容を補い、本人確認を行うことができる。れかの提示者しくは送付又はその写れかの提示者しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。)のいずにおいて有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載がありある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日健節の記録がないときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類(有効期間又は有効期限の問題に記録された住所が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類若しくはその写しに住居等の記載がないは生たる事務所の所における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類若しくはその写しに住居等の結構な、なは主たる事務所の所在地(以下この項において「住居等」という。)が役務提供契約の締結と、機帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店苦しくは本店

[]~代 區刊]

(本人確認記録の記録事項)

第八条 「同上」

22 [區刊]

[1・1] 匝山]

信端未設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日第四条第一項第二号若しくは第五号から第七号までのいずれかに規定する方法 携帯音声通三 第三条第一項第一号ロ若しくはホからトまでのいずれか若しくは第二号□若しくは、又は

た日 | 左する方法に限る。) | 携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付され

- 事業者が電子証明書を受信した日四 第三条第一項第一号上、第二号本文は第四条第一項第十号に規定する方法 携帯音声通信
- 当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人又は代表者等のものであることを確認した日五 第三条第一項第一号予又は第四条第一項第八号に規定する方法 携帯音声通信事業者が、

三 [卷]

(本人確認に用いた書類等の保存)

確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。を確認したときは、当該写し、情報又は登記情報若しくは公表事項若しくはその写しを、本人磁的記録に記録された情報の送信を受けたとき、登記情報の送信を受けたとき、又は公表事項一項第一号ロ凶に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報若しくは特定電客書類の写しが送付されたとき、本人確認用画像情報、写真付き本人確認書類若しくは同余第第十条、携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定す

[22 器]

(譲渡時本人確認の方法等)

- 、それぞれ当該各号に定める方法とする。第十一条 法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ
 - 等とみなされる自然人を含む。) 次に掲げる方法のいずれか一 自然人(法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人

[~・ロ 器]

[三心]

([盤]

- する方法に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている譲受人等の住居して、第五条第一項第一号ロ②に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された」当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用
- して送付する方法、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等と等の住居に<u>宛てて、</u>契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等とは発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人本 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号二に掲げる書類(一を限り発行又

- 受信した日四 第三条第一項第一号<u>予又は</u>第二号<u>二</u>に規定する方法 携帯音声通信事業者が電子証明書を
- 「新設」 当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人又は代表者等のものであることを確認した日玉 第三条第一項第一号リ又は第四条第一項第八号に規定する方法 携帯音声通信事業者が、

[海設]

(本人確認に用いた書類等の保存)

供契約が終了した日から三年間保存するものとする。とれた情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報若しくは特定電磁的記録に記録る書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報、写真付き第十条 携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定す

[2 匝刊]

(譲渡時本人確認の方法等)

継十一条 [匠刊]

1 [[[고니]

[人・ロ 區刊]

して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法|| 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用

<u>II</u> [區刊]

[海設]

書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法ともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居に<u>あてて</u>、契約者の名義変更に係る文項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとホ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号二若しくはへに掲げる書類又は同

[三心]

【 [[]

- [盤]

<u>作</u> [奉]

- 変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義る書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送外転出者に限る。又において同じ。)又はその代表者等から第五条第一項第一号へに掲げり 当該自然人(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国
- 名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法の送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の図 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写し
- 二 法人 次に掲げる方法のいずれか

[~ 魯]

約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを<u>含む。</u>) に<u>宛てて</u>、契とともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地(当該書日 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受ける

[三心]

- 「契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。) と対面しないで当該申相定法人から登記情報の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該法人を代表する権けるとともに、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する当該法人の代表者等から当該法人の各称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受入
- 付する方法) 地に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送いで当該申告を受けるときは、当談方法に加え、当談法人の本店又は主たる事務所の所在けるとともに、当談法人に係る公表事項を確認する方法(当談法人の代表者等と対面しな」 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受

名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法の送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の「当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写し

__ [區刊]

<u>坐</u> [區刊]

= [區시]

[整設]

[海設]

11 [匝4]

[~ 區刊]

- 送付する方法。) にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ヘにおいて同じとともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地(当該書口 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受ける
- る方法あてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付するてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付す受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地に対し当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を

[整設]

[整設]

长 [盤]

- 郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留第一項第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている 当該法人(外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。)の代表者等から第五条
- の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。あるときは、これらを合む。) において、携帯音声通信事業者の職員が当該融受人等に契約者

 る譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所(当該書類に支店又は従たる事務所の記載がされ、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されていば、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録び二にあっては、括弧書に規定する方法に限る。) による契約者の名義変更に係る文書の送付さ 前項第一号ロ、二、ホ、リ及び又並びに第二号口から二まで及びへに掲げる方法(同号へ及

[60~50 器]

行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとするら 第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[霍]		
第 五 条 第 二 項	[鉴]	[雀]
	相手方	羅 受 人 等
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
[霍]		
第八条第二項	[盎]	[雀]
,-	第三条第一項第一号上	無十一条第一 <u>届</u> 無一中 <u>−</u>
	第三条第一項第一号子	第十一条第一項第一号子
	第三条第一項第二号へ	第十一条第一頃第二号へ
	第三条第一項第二号二	第十一条第一屆第二中 二

11 [區刊]

[犛穀]

をもって代えることができる。て、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することたる事務所(当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。)におい文書の送付は、掲示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主と 前項第一号ロ、ホ及びへ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による契約者の名義変更に係る

[െഗ്ര ⊞ച]

9 [匣刊]

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[區刊]		
第 五 条 第 二 画	[屆刊]	[屆刊]
	相手方	繼受人等
[區刊]		
第八条第二項	[區刊]	[區斗]
	第三条第一項第一号子	第十一条第一 <u>届</u> 第一中 <u>十</u>
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ

	[盎]	[雀]
[霍]		

(媒介業者等による本人確認の方法等)

頃<u>第八号</u>を徐く。)並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用す る。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

に前条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する 。この場合において必要な技術的読替えは、炊の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[盤]		
第五条第二屆	[谾]	[2]
	相手方	擬受人等
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
[盤]		
第八条第二項	[隺]	[盤]
	第三条第一項第一号 —	第十一条第一 <u>队</u> 第一中 <u>一</u>
	第三条第一項第一号子	第十一条第一項第一号チ
	第三条第一項第二号へ	第十一条第一項第二号へ
	第三条第一項第二号二	第十一条第一項第二号二
[霍]		

	[區刊]	[區刊]
[區刊]		

(媒介業者等による本人確認の方法等)

第十二条 第三条第一頃及び第二頃、第四条第一頃及び第二頃、第五条、第七条、第七条(第二 ┃ 第十二条 第二条第二项及び第二頃、第四条第一頃及び第二頃、第五条、第七条、第八条(第二 項<u>第六号</u>を除く。)並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用す る。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。 [表同上]

○2 | 雅団条第一両及沙寒二両、寒日条、寒七条、雑六条(雑二<u>四雑六中</u>や深へ。)、寒十条治沙 ┃ 2 | 寒団条第一両及汐寒二風、寒日条、寒七条、寒八条(第二<u>風継代中</u>や深へ。)、寒十条治汐 に前条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する 。この場合において必要な技術的読替えは、欠の表のとおりとする。

でして生りを作りこ	茎が北谷白音者 ジに ジのき	4004500 PM	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
[區刊]			
第五条第二項	[區4]	[區刊]	
	相手方	徽	
[區刊]	L		===-
第八条第二項	[區刊]	[區刊]	
	第三条第一項第一号子	第十一条第一項第一号十	
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ	
[匝刊]			-

(契約者の本人特定事項の確認の方法)

無十川然 [器]

22 [卷]

- → 自然人(みなし契約者を徐く。) 次に掲げる方法のいずれか
- 郵便物等として送付する方法 れている当該自然人の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載さげる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を求める旨を通知した上で送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号二に掲イ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に<u>宛てて</u>書面を
- て、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法と、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送されている当該自然人の住居に宛てされたものを除く。)の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等か五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第外転出者に限る。へにおいて同じ。)に対して、本人確認記録に記録されている当該自然は、当該自然人(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国

([盤]

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

[~ 器]

- 約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法類的者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する合む。)に<u>宛てて</u>、契とともに、当該写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地(当該書写しの送付を求める旨を通知した上で、当談法人の代表者等から当該写しの送付を受ける法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第三号に規定する書類の録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に<u>宛てて</u>書面を送付する方
- 三 みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか
 - <u>宛てて</u>、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法から当該書類の送付を受けるとともに、当談書類に記載されているみなし契約者の住居に限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者より、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号<u>二に掲げる書類</u>(一をイ 国等に対して、当該国等の所在地等に<u>宛てて</u>書面を送付する方法その他の適当な方法に
 - 国等の所在地等に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定し未条第三号に規定する国外転出者であるものに限る。ハにおいて同じ。)に対して、当該回等(当該国等に係るみなし契約者が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十

(契約者の本人特定事項の確認の方法)

継十川然 [匠刊]

- 2 [[[-1]]
- ──自然人(みなし契約者を徐く。) 次に掲げる方法のいずれか
 - 認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法と考古法付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居に<u>あてて</u>、契約者確除く。)の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類のくはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号二若して、当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に<u>あてて</u>書面を

[海設]

표 [따뀌]

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

[~ 恒刊]

- 不要郵便物等として送付する方法 あるときは、これらを含む。)に<u>おてて</u>、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送人の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載が法人の代表者等から当該写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている当該法案一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該所在地に<u>あてて</u>書面を送付する方法をの他の適当な方法により、相当の期間を定めて<u>第五日、当該法人</u>に対して、本人確認記録に記録されている当談法人の本店又は主たる事務所の
- 三 みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか
 - より転送不要郵便物等として送付する方法 類に記載されているみなし契約者の住居に<u>あてて</u>、契約者確認に係る文書を書留郵便等にを求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付より、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号<u>二若しくはへに掲げる</u>イ 国等に対して、当該国等の所在地等に<u>あてて</u>書面を送付する方法その他の適当な方法に

[犛蝦]

めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するも の(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を求める旨を通知した上で、みな し契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者 の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付 する方法

([[と]

3 第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行 う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第二厘	を を を の の の の の の の の の の の の の	[四]
	[隺]	[隺]
[盤]		
第五条第二項	[隺]	[隺]
	相手力	契約者
	第一項第九号若しくは第二号へ又は前条け著二号へ又は前条り若しくは又若しく第三条第一項第一号	号口若しくはハ第十三条第二項第一号口若しくはハ又は第三

(代表者等の本人特定事項の確認の方法)

無十 目然 [器]

ㅁ [ㄸ쒸]

3 第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行 う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、汝の表のとおりとする。

	T	Т	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
新二 条 三	八並びに第二号ロ及び「山頂第一号ロ、木及び	[屆시]	
	[區斗]	[區刊]	
[區刊]	[區刊]		
第 五 条 第 二 項	[區4]	[區식]	
	相 事 方	 紫彩-	

(代表者等の本人特定事項の確認の方法)

第十 四条 [匠 上]

2.携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべ(2.携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべ

表者等の本人特定事項の確認を行うものとする。ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代き代表者等が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該代表者等に著しく不利益を及

- て送付する方法 代表者等の住居に<u>宛てて、</u>契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等としした上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている一号二に掲げる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を求める旨を通知る方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に<u>宛てて</u>書面を送付す
- てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を求める旨を通知した上で、当該代表めてその代表者等に係る第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定定する国外転出者に限る。次号において同じ。)に対して、本人確認記録に記録されている。契約者(その代表者等が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規

[[整]

。 行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする3 第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二页	五号、第九号又は第十号前項第二号、第四号、第	[盤]
	[鉴]	[盗]
[盤]		
第五条第二厘	[智]	[盗]
	相手方	
	しくはヌ若しくは第二号第三条第一項第一号り若	第十四条第二項第二号又は第三号

表者等の本人特定事項の確認を行うものとする。ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代き代表者等が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該代表者等に著しく不利益を及

を書留郵更等により転送不要郵更物等として送付する方法 けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に<u>あてて</u>、契約者確認に係る文書たものを除く。)の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受一号二若しくは〈に掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給される方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に<u>あてて</u>書面を送付す

[海設]

11 [匝4]

ᅂ [匝겍]

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
無 <u>因</u> 条第二 <u>届</u>	第六号前項第二号、第五号叉は	[區4]
	[區刊]	[區斗]
[匠刊]		
第 五 条 第 二 画	[屆刊]	[區4]
	相手方	

若しくは第十号へ又は前条第一項第九号

(貸与時本人確認の方法)

- 応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に第十九条
 - 「イ 略」 契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。)を除く。) 次に掲げる方法のいずれか時みなし契約者(法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により「自然人(第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与
 - の送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法表考等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号二に規定する書類書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示又は当該自然人若しくはその代第一号ロ、ハ、二若しくはへに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する日 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項
 - して送付する措置した端末設備等」という。)を書留郵便等により転送不要郵便物等と以下「貸与時通話可能端末設備等」という。)を書留郵便等により転送不要郵便物等と該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書(受けることを約し、かつ、当該書類に記載されている貸与の相手方の住居に<u>宛てて</u>、当は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いをは、当該書類に記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又
 - を本人限定受取郵便等により送付する措置 ② 当該書類に記載されている貸与の相手方の住居に<u>宛てて、</u>貸与時通話可能端末設備等

[型の]

- 認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確例 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人
- 関等により送付する方法 録されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ凶に掲げる書類に組み込まれた 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二

外転出者に限る。)又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条チョ談自然人(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 [同上]

1 [[교긔]

[~ 區刊]

- ずる方法 規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示又は当該自然人若しくはその代第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、当談代表者等から同号ホに規定する日 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項
- により転送不要郵便物等として送付する措置与契約の締結に係る文書(以下「貸与時通話可能端末設備等」という。)を書留郵便等相手方の住居に<u>あてて</u>、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代回、当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使
- 能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置図 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居に<u>あてて</u>、貸与時通話可
- 本人確認用画像情報の送信を受ける方法 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定
- 認書頃に組み込まれた半導体集憤可路に記録された当該情報の送信を受ける方法確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確」 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人

[整数]

「木~~ 同上]

[整設]

書類の写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する

- 等として送付する措置相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代別 当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使
- 能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置図 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可

[1] 魯]

三 貸与時みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

[~ 器]

等として送付する方法の方法、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物の相手方の住居に<u>宛てて、</u>貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物」に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項<u>第一号規定する書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示又は当該貸与時みなし第五条第一項第一号口、ハ、二若しくはへに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する</u>

[三心]

り転送不要郵便物等として送付する方法 録されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等によ 半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記 十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号口②に掲げる書類に組み込まれた 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二

「七~~ 格]

郵便物等として送付する方法 る貸与の相手力の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当談書類又はその写しに記載されてい用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三に規定する国外転出者に限る。) 又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準判談貸与時みなし契約者(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号

四 法人 次に掲げる方法のいずれか

[~ 奉]

ロ 当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第二号に

[1] [교식]

11] [匝겍]

[~ 區刊]

- 留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 その写しに記載されている貸与の相手方の住居に<u>あてて</u>、貸与時通話可能端末設備等を書着しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該書類又は契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項<u>第一号規定する書類(一を限り発行又は</u>発給されたものを除く。)の提示又は当該貸与時みなし第五条第一項第一号ロ、1、二若しくはへに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する
- 本人確認用画像情報の送信を受ける方法、 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定人

<u>기</u> [[교시]

[犛穀]

「长~~ 同上]

[整設]

四 法人 次に掲げる方法のいずれか

[~ 區刊]

ロ 当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第二号に

庸等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法、 、これらを含む。以下この条及び次条において同じ。)に<u>宛てて</u>、貸与時通話可能端末設は主たる事務所の所在地(当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは規定する<u>書類</u>の送付を受けるとともに、当該<u>書類</u>に記載されている貸与の相手方の本店又

- 法で、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方で、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方告を受けるときは、当談方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地に免限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。) と対面しないで当談申相定法人から登記情報の送信を受ける方法(当談法人の代表者等(当談法人を代表する権けるとともに、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する対談法人の代表者等から当談法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受入
- 送付する方法) 所在地に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等としていで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所のけるとともに、当該法人に係る公表事項を確認する方法(当該法人の代表者等と対面しな」 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受

长 [魯]

- きる。 職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可能端末設備等を交付することをもって代えることがで支礼でいる貸与の相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表設備等の送付は、提示又は送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回方法(同号へ及び二にあっては、括弧書に規定する方法に限る。)による貸与時通話可能端末と 前項第一号ロ凹若しくはテ①、第三号ロ、二若しくは下又は第四号ロから二までに規定する
- 、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。て有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるものである同項第五号及び第六号に掲げるものにあっては貸与業者が提示又は送付を受ける日におい二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類(有効期間又は有効期限の全において、送付された書類に記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九日において、送付された書類に記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九日は入びごにあっては、括弧書に規定する方法に限る。)により貸与時本人確認を行う場は与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号口から二までに規定する方法
- に<u>宛てて、</u>貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。) の提示又は送付を受けて、当該書類の記載により当該法人の営業所であると認められる場所
- 第一項第三号ロ、二叉は下に規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸に貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。)について、4 貸与業者は、貸与時みなし契約者(第二十二条第三号及び第七号で規定するもののために現

「新設」 で、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この条及び次条において同じ。)に<u>あている貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類に支店又は従たる事務所の開定地(当該書類又はその写し</u>の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されて

[整設]

- 能端末設備等を交付することをもって代えることができる。若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可送付は、提示又は送付された書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居又は本店2 前項第一号ロ凹、第三号ロ又は第四号ロに規定する方法による貸与時通話可能端末設備等の
- 能端末設備等を送付することができる。 又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所に<u>あてて</u>、貸与時通話可月以内のものに限る。汝頃において同じ。) <u>又はその写しの掲示</u>又は送付を受けて、当該書類の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六貸与業者が提示又は送付を受ける日前六に規定する書類(有効期間又は有効期限のある同項第五号及び第六号に掲げるものにあっては店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに規定する方はによりな場合において、送付された書類又はその写しに規定する方法により貸与
- 第一項第三号口に規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなしに貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。)について、4 貸与業者は、貸与時みなし契約者(第二十二条第三号及び第七号で規定するもののために現

所に<u>宛てて</u>、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。定する書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場与時みなし契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規

[で 器]

(代表者等の貸与時本人確認の方法)

貸与時本人確認の方法は、炊に掲げるいずれかの方法とする。第二十条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の

[] 容]

不要郵便物等として送付する方法 者等の住居に<u>宛てて、</u>貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送条第一項<u>第一号二に規定する書類</u>の送付を受けるとともに、当該<mark>書類</mark>に記載されている代表くはへに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五、1」代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、二若し

[霊ゆ]

- 記録された当該情報の送信を受ける方法を受ける方法を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に試、代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信
- 物等として送付する方法 居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便れた当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住えて準用する第五条第一項第一号ロ凹に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録さ回、代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替

[用 器]

<u>九</u> [泰]

- 等により転送不要郵更物等として送付する方法 れている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便くは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当談書類又はその写しに記載さ第三号に規定する書類又は第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若し出者に限る。)から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号へ若しくは、代表者等(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転
- 文書を交付することをもって代えることができる。体集積回路に記録されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導2 前項第二号、第四号又は第八号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係

、貸与時通話可能端末設備等を送けすることができる。又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所に<u>あてて</u>契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類

(代表者等の貸与時本人確認の方法)

第二十条 [回上]

[1 [=4]

- 与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居に<u>あてて、</u>貸与の相手方との貸条第一項<u>第一号若しくは同項第三号に規定する書類若しくはその写し</u>の送付を受けるとともくはへに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五二一代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、二若し
- 送旨を受ける方法」、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の
- 記録された当該情報の送信を受ける方法を受ける方法を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に回 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信

[整設]

[벼 匝시]

[整設]

[區刊]

[犛穀]

者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。 示文は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表2 前項<u>第二号</u>に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、<u>規</u> [62 器]

(貸与時本人確認記録の記録事項)

| 第二十一条 | 近第十条第二回において読み替えて準用する近第回条第一回の総務省やで定める事 | 第二十一条 「同上」 頃は、炊の各号に掲げるものとする。

[] ~[1] 魯]

四 貸与の相手方に係る次に掲げる事項

「~~川 魯」

- ホ 第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくは子、第三号ロ、ニ、ホ若しくは子又は第四号 ロから二までに掲げる方法(同号へ及び二にあっては、括弧書に規定する方法に限る。) で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等
- 〈 第十九条第一項第一号ロコスはチョに規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、 代金の支払い方法を特定するに足りる事項
- 五 貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

ホ 前条第一項第二号、第四号、第五号又は第七号に規定する方法で貸与時本人確認を行っ たときは、引受番号等

「六~\ 啓]

2 前項第四号イ又は第五号イの貸与持本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応 じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

[] 魯]

- || 第十九条第一項第一号〈若しくは第三号〈又は前条第一項第三号若しくは第四号に規定す る方法 貸与業者が当該送信を受けた日
- 三、第十九条第一頃第一号ロ、ニ、ボ若しくは子、第三号ロ、ニ、ボ若しくは子若しくは第四 号口から二まで又は前条第一項第二号、第四号、第五号若しくは第八号に規定する方法(第 十九条第一項第四号へ及び二にあっては、括弧書に規定する方法に限る。) 貸与時通話可 能端末設浦等が貸与の相手方又は代表者等に届った日
- 四、第十九条第一項第一号へ、第三号へ若しくは第四号ボ文は前条第一項第六号に規定する方 法 貸与業者が電子証明書を受信した日
- 五、第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第七号に規定する方法(貸与業 者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記錄が当該 送言を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日
- | | 第十九条第一項第四号へに現定する方法(同号へ括弧書に現定する方法を徐く。)| | | | | | 業者が登記情報の送言を受けた日
- ★十九条第一項第四号二に規定する方法(同号二括弧書に規定する方法を除く。) 貸与 業者が公表事頃を確認した日

三 [器]

(無田)

[ന ⊡ച]

(貸与時本人確認記録の記録事項)

[1~11] 匝刊]

回 [匝刊]

[/~川 匝山]

ホ(第十九条第一項第一号口若しくは木、第三号口若しくは木又は第四号口に掲げる方法で 貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

〈 第十九条第一項第一号ロゴに規定する方法で貸与持本人確認を行ったときは、代金の支 払い方法を特定するに足りる事項

H [匠刊]

[~~11 匝刊]

ホ 前条第一項第二号又は第五号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番 中等

「大~八 同上」

2 [[[기]

[1 교긔]

- 二、第十九条第一項第一号<u>へ若しくはこ</u>若しくは第三号<u>へ若しくは二</u>又は前条第一項第三号若 しくは第四号に規定する方法 貸与業者が当該送信を受けた日
- 三、第十九条第一項第一号口若しくはホ、第三号口若しくは木若しくは第四号口又は前条第一 頃第二号若しくは第五号に規定する方法 貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代 表者等に届いた日
- 四、第十九条第一項第一号へ、第三号へ図は第四号へに規定する方法 貸与業者が電子証明書 を受信した日
- 五、第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項<u>第六号</u>に規定する方法(貸与業 者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記錄が当該 送言を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日

[海敦]

[整設]

[區刊]

(無田)

第二十四条 第五条及び第七条の規定は、貸与業者が貸与時本人確認を行う場合において準用す 第二十四条 [同上] る。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[霍]		
第五条第二項	[盤]	[智]
	相手方	貸与の相手方
	第一項第九号若しくは第二号へ又は前条け第二号へ又は前条り若しくはヌ若しくほヌ若しく第三条第一項第一号	又は第二十条第一項第八号第十九条第一項第一号チ若しくは第三号チ
	[盤]	[崔]
[隺]		

金 三

[三の]

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[區刊]		
第 日 条 第 二 厘	[區刊]	[區刊]
	相手方	貸与の相手方
	[區刊]	[區刊]
[區刊]		

第十五条 附則第十三条(前条において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合におけ る第二十六条の規定の適用については、同条中「第七条及び第十条第二項(いずれも第十一条 第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。)」とあ るのは、「附則第十三条第二項(附則第十四条において準用する場合を含む。)」とする。

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この省令は、公布の日から施行する。附 則